

居 宅 介 護 支 援 契 約 書

様（以下利用者といいます）と特定非営利活動法人クリエイト静岡
ゆうあい居宅介護支援事業所（以下 支援事業者といいます）は、支援事業者が利用者に対
して行う居宅介護支援について、次のとおり契約します。

（契約の目的）

第1条

この契約は、利用者が居宅サービスを適切に利用出来るように、支援事業者が利用者の依
頼を請けて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、利用者及びその家族の希望など
を考慮して居宅サービス計画を作成し、又当該居宅サービスの提供が確保されるように、指
定居宅サービス事業所や介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行う居宅介護
支援について定めることを目的とします。

（介護支援専門員）

第2条

- (1) 支援事業者は、利用者の担当となる介護支援専門員に、利用者の居宅介護支援に関
する業務を担当させます。
連絡先は、ゆうあい居宅介護支援事業所 電話 054-253-4414です。
- (2) 支援事業者は、介護支援専門員に身分証を常に携行させ、利用者またはその家族か
ら求められた時は、これを提示させます。

（居宅介護支援の内容）

第3条

支援事業者は、利用者に対し、次に定める居宅介護支援を提供します。

- (1) 支援事業者は、利用者の要介護認定に係わる申請について、利用者の意思を確認し
た上で、申請の代行等必要な援助を行います。
- (2) 支援事業者は、利用者の心身の状況、その置かれている環境、利用者及びその家族
の希望等を考慮して、居宅介護サービス計画を作成します。
- (3) 支援事業者は、第2項の居宅サービス計画に基づく居宅サービスの提供が確保され
るよう、指定居宅サービス事業所等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- (4) 支援事業者は、居宅介護サービス計画作成後に於いても、利用者及びその家族、居
宅サービス事業所等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画がどのよ
うに実施されているか把握し、必要に応じて居宅介護サービス計画の変更その他の便
宜の提供を行います。

（要介護認定に関する申請の援助）

第4条

支援事業者は、利用者に対し、次に定める援助を行います。

- (1) 支援事業者は、利用者の意思を踏まえ、利用者の要介護認定の申請に必要な協力を
行います。
- (2) 支援事業者は、利用者が要介護認定を受けていない場合には、利用者の意思を踏ま
えて速やかに要介護認定に関する申請が行われるよう、必要な援助を行います。
- (3) 支援事業者は、利用者の認定更新の申請が、利用者の要介護認定有効期間の満了日
の遅くとも30日前に行われるよう、必要な援助を行います。
- (4) 第1項から第3項までの申請について、利用者が希望する時は、支援事業者は当該
申請を代行して行います。

（居宅サービス計画原案の作成）

第5条

介護支援専門員は、つぎに定める事項を厳守し、居宅サービス計画原案の作成業務を行います。

- (1) 介護支援専門員は、居宅サービス計画原案の作成に当たり、当該地域における指定居宅サービス事業所に関するサービスの内容、利用料等の情報を利用者及びその家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。
- (2) 介護支援専門員は、利用者及びその家族を訪問して面接を行うことにより、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に即した居宅サービス計画の原案を作成します。
- (3) 介護支援専門員は、原案に位置づけた指定居宅サービス等について、利用者及びその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ます。

(居宅サービス計画原案の作成上の義務)

第6条

介護支援専門員は、第5条の居宅サービス計画原案の作成にあたって、次に定める事項を厳守します。

- (1) 介護支援専門員は、サービス担当者会議（計画作成のために原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を召集しておこなう会議）の開催等により、居宅サービス計画原案の内容について、サービス担当者から、専門的見地からの意見を求めます。
- (2) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを希望している場合、その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治医の意見を求めます。
- (3) 介護支援専門員は、居宅サービス計画原案に訪問看護、通所リハビリテーション等医療サービスを位置づける場合には、当該医療サービス計画に関する主治医の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置づける場合には、当該指定居宅サービス等に関する主治医の医学的観点からの留意事項が示されている時は、当該留意点を尊重してこれを行います。
- (3) 利用者は、介護支援専門員が義務を履行するにあたって、可能な限り介護支援専門員に協力します。

(居宅サービス計画の作成)

第7条

- (1) 介護支援専門員は、第5条及び第6条に定める事項を履行した後、利用者の最終的な同意を得た上で、居宅サービス計画を作成します。
- (2) 支援事業者は、居宅サービス計画作成に必要な利用者の協力を得られない等の正当な理由がない限り、この契約締結後14日以内に居宅サービス計画を作成し、利用者に提示します。
- (3) 利用者は、支援事業者が第1項及び第2項の手続きを行うにあたって、可能な限り介護支援専門員に協力します。

(居宅サービス計画実施状況の管理)

第8条

- (1) 介護支援専門員は、居宅サービス計画作成後も計画の実施状況の把握に努め、必要に応じて、居宅サービス計画の変更、居宅サービス事業所等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- (2) 介護支援専門員は、利用者がその居宅における日常生活が困難になったと認める場合、介護保険施設への入所又は入院を希望する場合は、介護施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

(善管注意義務)

第9条

支援事業者は、利用者から依頼された業務を行うにあたっては、善良な管理者の注意を

持って法令を遵守し、誠実にその業務を遂行します。

(公平中立業務)

第10条

支援事業者は、利用者に提供される居宅サービスが特定の種類に偏ることのないように、又、特定の居宅サービス事業所による居宅サービスを利用するよう利用者を誘導し、或いは利用者に指示すること等により、特定の居宅サービス事業所を有利に扱うことのないよう、公平中立に居宅介護支援を提供します。

(秘密保持義務)

第11条

- (1) 支援事業者及び介護支援専門員は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を保持する義務を負います。
- (2) 支援事業者は、介護支援専門員その他の従業員が退職後、正当な理由がなく在職中知り得た利用者又は、その家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じます。
- (3) 介護支援専門員は、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、その家族の個人情報を用いる場合は当該家族から文書による同意を得ない限り、サービス担当者会議等に於いて利用者又は、その家族の個人情報を使用できません。

(契約期間)

第12条

この契約の期間は、20 年 月 日から、第14条の契約の終了日までとします。

(利用料)

第13条

- (1) この契約に基づく居宅介護支援に要する費用は、利用者の保険者である静岡市に請求します。但し利用者の被保険者証に支払い方法の変更の記載（利用者が保険料を滞納しているため、利用料を支援事業者を支払わなければならない旨の記載）がある時は、利用者は一旦、第2項に規定する利用料金を支援事業者を支払います。
- (2) 第1項に規定する利用料金は、1ヶ月当り定められた介護報酬です。
- (3) 第1項但し書きにより利用者が利用料金を支援事業者を支払った場合、支援事業者は、利用者にサービス提供証明書を発行します。利用者は、この証明書を後日静岡市の窓口に掲示すれば、払戻を受けることができます。
- (4) 支援事業者は、利用者の希望により、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を提供する場合には、これに要した交通費の支払いを利用者に請求できます。
- (5) 支援事業者は、第2項に規定する費用の額に関わるサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者及びその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ます。

(契約の終了)

第14条

- (1) 利用者は、いつでもこの契約を解約出来ます。但し、利用者がこの契約を解約することにより支援事業者に不測の損害を生じさせる場合には、次に定めるところによりその損害を賠償する必要があります。
- (2) 支援事業者は、原則としてこの契約を解除することは出来ません。ただし支援事業者は、利用者がこの契約を継続しがたいほどの背信行為（暴言・暴力・ハラスメント行為等）を行ったと認める時は、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除する事ができます。
- (3) 支援事業者は、やむを得ない事情がある時は、1ヶ月の予告期間を置いて利用者に理由を示すことにより、この契約を解除することができます。この場合において、支援事業者は、他の支援事業者等に関する情報を利用者に提供します。

- (4) 次の事由に該当する場合、この契約は自動的に終了します。この場合、損害賠償義務は発生しないものとします。

ア：利用者が、介護保険施設等に入所又は入院した場合。

イ：利用者の要介護認定区分が要支援又は非該当（自立）と認定された場合。

ウ：利用者が死亡した場合。

(情報の保存・開示義務)

第15条

- (1) 支援事業者は、利用者の居宅サービス計画、その他の居宅介護支援の提供に関する書類等を整備し、この契約終了後2年間保存します。
- (2) 第14条第1項の規定により利用者がこの契約を解約した場合で、支援事業者に対し他の支援事業者の利用を希望する場合、または14条第3項の規定により支援事業者がやむを得ずこの契約を解除した場合、その他利用者から申出があった場合には、支援事業者は利用者に対して直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を、開示・交付します。

(損害賠償)

第16条

支援事業者は居宅介護支援を提供する上で、この契約の条項に違反し、または利用者の居宅サービス利用に支障を生じさせて損害を与えた場合には、その損害を速やかに賠償する義務を負います。

(裁判管轄)

第17条

利用者及び支援事業者は、この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一管轄裁判所とすることを予め合意します。

(その他)

第18条

この契約に定めのない事項については、介護保険法その他の関係法令に従い、利用者及び支援事業者が信義に従い誠実に協議して決定します。